

◆規 約

第1条（名称・所在地）

本倶楽部は、有限会社ライフタイムスポーツデザイン研究所が運営する「ジュネススポーツ倶楽部」（以下「本倶楽部」という。）と称し、事務所を名古屋市東区東大曽根町 29 番 11 号に置きます。

第2条（目的）

本倶楽部は、自発的なスポーツ活動を通じて会員のスポーツ技能の向上を図るとともに、健康及び体力の維持増進、会員相互の親睦並びに豊かな生活の実現に資することを目的とし、併せて地域スポーツの普及及び振興に寄与することを目的とします。

第3条（事業）

本倶楽部は、前条の目的を達成するため、次の事業を行います。

1. 定期的なスポーツ活動及び指導
2. 体育及びスポーツに関する研究会、講習会等の開催
3. 各種スポーツ及びレクリエーション行事の開催
4. 記録会、競技会その他各種大会への参加
5. その他本倶楽部の目的達成に必要な事業

第4条（事業年度）

本倶楽部の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終了します。

第5条（入会資格）

本倶楽部に入会できる者は、次の各号のすべてを満たす者としします。

1. 各教室において別途定める参加資格を満たしていること。
2. 本倶楽部の活動に参加することができる健康状態であることを申告すること。
3. 本規約に同意すること。

第6条（入会及び継続手続）

1. 本倶楽部への入会又は継続を希望する者は、本倶楽部所定の方法により申込みを行うものとしします。
2. 本倶楽部が入会又は継続を承認した時点で会員資格を取得するものとしします。
3. 本倶楽部は、入会又は継続の可否を判断することができ、その理由を開示する義務を負いません。

第7条（個人情報の取扱い）

1. 本倶楽部は、会員及び保護者から取得した個人情報を、教室運営、会費管理、保険加入手続、施設利用手続、各種連絡及び問い合わせ対応その他本倶楽部の運営に必要な範囲で利用します。
2. 本倶楽部は、法令に基づく場合を除き、本人の同意なく個人情報を第三者に提供しません。
3. 本倶楽部は、個人情報保護法その他関係法令を遵守し、個人情報を適切に管理します。

第8条（肖像等の利用）

1. 本倶楽部は、活動中に撮影した写真、動画その他の映像（以下「肖像等」という。）を広報活動、ホームページ、SNS、パンフレットその他本倶楽部の広報活動のために使用することがあります。
2. 会員又は保護者が肖像等の掲載を希望しない場合は、事前に本倶楽部へ申し出るものとしします。
3. 本倶楽部は、肖像等の利用に際し、会員の人格権及びプライバシーに十分配慮するものとしします。

第9条（諸費用）

1. 入会金、年会費、月会費及びその他の費用（以下「諸費用」という。）は、別途定めるものとしします。
2. 会員は、本倶楽部が定める方法及び期日までに諸費用を納入しなければなりません。
3. 既納の諸費用は、法令により返還が義務付けられる場合又は本倶楽部が特に認める場合を除き返還しません。

第10条（保険）

1. 会員は、本倶楽部が指定するスポーツ安全保険等に参加するものとしします。
2. 保険料及び補償内容は、保険会社又は保険制度の定めによるものとしします。
3. 保険の有効期間は当該年度内としします。

第11条（指導日時及び開催回数）

1. 会員は、本倶楽部が定める曜日及び時間帯に指導を受けることができます。
2. 年間の開催回数は、原則として 38 回としします。ただし、教室の内容又は会場事情により変更する場合があります。
3. 天災、施設都合その他やむを得ない事情により休講となった場合の振替実施の有無については、本倶楽部が別途定めるものとしします。

第12条（指導内容）

本倶楽部は、年齢、技能、経験及びクラス区分に応じて定めるカリキュラムに基づき指導を行います。

第13条（休会及び退会）

1. 会員が休会又は退会を希望する場合は、本倶楽部所定の手続により前月末日までに届け出るものとしします。
2. 休会中の取扱い及び休会費については別途定めます。
3. 無断欠席が 2 か月以上継続し、本倶楽部からの連絡に対する応答がない場合は、退会したものとみなすことがあります。
4. 前項の場合であっても、未納の諸費用の支払義務は免除されません。

第 14 条（会員証）

本倶楽部は、必要に応じて会員証、スポーツ手帳その他会員管理に必要な証票を発行することがあります。

第 15 条（教室の中止）

1. 本倶楽部は、次の各号のいずれかに該当する場合、教室を中止することがあります。
 - (1) 天災地変、気象災害、地震その他の不可抗力が発生した場合又はそのおそれがある場合
 - (2) 感染症の流行、行政機関の要請その他社会情勢の著しい変化が生じた場合又はそのおそれがある場合
 - (3) 施設の使用制限、設備故障、指導者の急病その他教室運営上やむを得ない事情が生じた場合
 - (4) その他本倶楽部が教室の実施が困難又は不相当と判断した場合

第 16 条（遵守事項）

会員及び保護者は、次の事項を遵守しなければなりません。

1. 指導者及び施設管理者の指示に従うこと。
2. 他の会員に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
3. 本倶楽部の秩序及び目的を尊重し、円滑な活動運営に協力すること。
4. 本倶楽部の合理的な指示に従うこと。

第 17 条（ハラスメント行為の禁止）

会員及び保護者は、次の行為を行ってはなりません。

1. 暴力行為、暴言、威嚇又は誹謗中傷
2. ハラスメント行為その他他者に精神的苦痛を与える行為
3. 教室運営を妨害する行為
4. 法令又は公序良俗に反する行為
5. その他本倶楽部が不適切と判断する行為

第 18 条（除名）

本倶楽部は、会員が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合、催告なく除名することができます。

1. 本規約に違反した場合
2. 本倶楽部の名誉又は信用を著しく損なった場合
3. 諸費用の支払いを長期間怠った場合
4. 前条に定める禁止行為を行った場合
5. その他会員として不適当と認められる場合

第 19 条（会員資格の喪失）

会員は、次の各号のいずれかに該当した場合、その資格を失います。

1. 退会
2. 除名
3. 死亡
4. 本倶楽部の解散

第 20 条（免責及び損害賠償）

1. 会員及び保護者は、自らの責任において本倶楽部の活動に参加するものとします。
2. 本倶楽部は、会員の故意又は過失による事故、盗難、紛失その他の損害について責任を負いません。
3. 本倶楽部は、本倶楽部の故意又は過失により会員に損害を与えた場合には、法令の定めに従いその責任を負います。
4. 会員又は保護者が本倶楽部又は第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償する責任を負うものとします。

第 21 条（規約の変更）

本倶楽部は、必要があると認める場合には、本規約を変更することができます。この場合、本倶楽部は変更内容及び適用開始日をあらかじめ会員に通知するものとします。

会員が適用開始日以後に本倶楽部の活動に参加した場合は、変更後の規約に同意したものとみなします。

附則

本規約は 2026 年 9 月 1 日より施行します。